

事 務 連 絡

令和元年 8 月 28 日

関係各県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

総務課リサイクル推進室

経済産業省商務情報政策局

情報産業課環境リサイクル室

令和元年 8 月の前線に伴う大雨により  
被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

今般、令和元年 8 月の前線に伴う大雨により、甚大な被害が生じており、これに伴い、膨大な量の災害廃棄物が発生することが予想されます。

災害廃棄物の中には、被災した家電リサイクル法対象品目についても多く混入していることが想定されますが、現場の状況に鑑みた柔軟な対応も必要とされるものと思われ  
ます。

については、被災した家電リサイクル法対象品目の処理について別紙のとおり取りま  
とめましたので送付します。貴管下市町村に対しても周知いただくようお願い申し上げま  
す。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

総務課リサイクル推進室

担当：田中（祥）、松浦、高橋

TEL：03-6205-4946（直通）

E-mail：[hairi-recycle@env.go.jp](mailto:hairi-recycle@env.go.jp)

経済産業省商務情報政策局

情報産業課環境リサイクル室

担当：廣田、田中（雄）

TEL：03-3501-6944（直通）

E-mail：[kaden-recycle@meti.go.jp](mailto:kaden-recycle@meti.go.jp)

## 被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

被災した家電リサイクル法対象品目の処理方法は、以下のとおり。

1. 被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災した家電リサイクル法対象品目については、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。

2. 他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施。

**第1ステップ：自治体が、分けられる範囲で分別・保管**

○自治体が、収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を分別

**第2ステップ：自治体が、リサイクルが見込めるかを判断**

○破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを、自治体が判断

○判断が困難な場合は、家電メーカーが支援

※支援受付窓口：（一財）家電製品協会 環境部 03-6741-5604

**第3ステップ：自治体が、指定引取場所に搬入又は処理**

→リサイクルが見込める場合

家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入後、家電メーカーがリサイクルを実施

→リサイクルが見込めない場合

災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理

**注意点**

○家電リサイクル法対象品目を災害廃棄物から分別することは、家電リサイクル法上は、義務ではない。

○一方、家電リサイクル法対象品目の処理に際しては、廃棄物処理法の処理基準（特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法）に基づいて処理する義務あり。

○ただし、過去の災害（例：令和元年6月下旬からの大雨、平成30年7月豪雨、平成28年台風10号、東日本大震災、熊本地震、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震）においては、リサイクルが見込めない場合には、災害廃棄物として一括して処理をするのが通例。

○市町村が家電メーカーに引き渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を含む）及び災害廃棄物の処理費用は、国庫補助（災害等廃棄物処理事業費補助金）の対象となる\*。

※国庫補助の対象要件：政令指定都市にあっては80万円以上、その他の市町村にあっては40万円以上の事業費を要した場合（補助率1/2）

○なお、自治体が災害廃棄物を指定引取場所に引き渡す場合、家電リサイクル券が必要です。家電リサイクル券（自治体用券）をお急ぎで必要な場合は、一般財団法人家電製品協会（03-6741-5605）に御相談ください。

以上

# 自治体の皆様へ ～災害などに備えた家電リサイクル券(自治体用券)の用意について～

平成30年4月 経済産業省・環境省・一般財団法人家電製品協会

家電リサイクル券(自治体用券)を用意しておく、災害などに伴い特定家庭用機器廃棄物が発生した場合において、製造業者等への引渡しを迅速に行うことができます。

## ① 概要

- ◆ 家電リサイクル券(自治体用券)は、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(RKC)がシステムの運営を行っている、自治体(一部事務組合等を含む。)向けの家電リサイクル券です。
- ◆ 自治体は、家電リサイクル券(自治体用券)を用いて、特定家庭用機器廃棄物(エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が廃棄物となったもの)について、指定引取場所で製造業者等に引き渡すことが可能です。

## ② 費用

- ◆ 自治体が家電リサイクル券(自治体用券)を用意するに当たって、自治体の費用負担は生じません。  
※自治体においては、入会費・年会費・家電リサイクル券印刷費・家電リサイクル券郵送費は発生しません。
- ◆ 災害などに伴い自治体が家電リサイクル券(自治体用券)を用いて特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所で製造業者等に引き渡す場合、リサイクル料金は原則として翌月初旬にRKCから自治体に送付される請求書により、まとめて口座振込で支払うこととなります。  
※災害に伴い発生した特定家庭用機器廃棄物に関して自治体が負担するリサイクル料金については、国庫補助(環境省「災害等廃棄物処理事業費補助金」)の対象となり得ます。

## ③ 入会手続

- ◆ 入会申込書に必要事項を記入してRKCに郵送します。通常、入会申込書の到着後2週間程度で入会手続が完了します(申込みが集中する期間については、この限りではありません。)
- ◆ まずは下記ホームページを御覧の上、入会申込書や会員規約等をRKCに御請求ください。

一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(RKC) 家電リサイクル券(自治体用券)紹介ページ

<http://www.rkc.aeha.or.jp/localgov/index.html>

RKCコールセンター

TEL0120-319640 (午前9時～午後6時(日・祝休))

平成30年8月6日追記

自治体用券をお急ぎで必要とする場合の相談先(災害発生時)  
一般財団法人家電製品協会(Tel03-6741-5605)